

許可番号第00140001453号

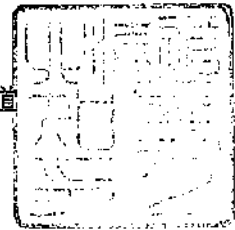
産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道深川市稲穂町二丁目9番21号

氏 名 有限会社二光産業 代表取締役 高橋 修司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)2月23日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)2月22日

1. 事業の範囲

埋立 (がれき類、廃プラスチック類 (ただし、自動車等破砕物 (自動車 (原動機付自転車を含む。)) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部 (自動車の窓ガラス、自動車のバンパー (プラスチック又は金属から成る部分に限る。)) 及び自動車のタイヤを除く。)) の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板 (鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)) 及び廃容器包装 (固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの (有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。)) 以下同じ。)) 及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず (自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物、廃ブラウン管 (側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず (おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、

破砕 (がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず)、

切断・圧縮 (金属くず)、

選別 (木くず)、

浮遊選別 (木くず、金属くず、がれき類)。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設

- 施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
- 設置場所 深川市一已町字一已2502番9
- 設置年月日 平成4年(1992年)12月18日
- 処理能力 処理能力 385.6 t / 日 (8時間)、48.2 t / 時間
- 届出年月日 平成13年(2001年)4月27日
- 受付番号 空環生第240-29号

(空知総合振興局)

(別紙1)

許可番号 第00140001453号
業者名 有限会社二光産業

・施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2502番9
設置年月日 令和3年(2021年)3月18日
処理能力 960t/日(8時間)
120t/時間
許可年月日 令和2年(2020年)11月13日
許可番号 空環生第1718-4号

・施設の種類 がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2502番9
設置年月日 平成9年(1997年)5月28日
処理能力 560t/日(8時間)
70t/時間
届出年月日 平成13年(2001年)4月27日
受付番号 空環生第240-30-1号

・施設の種類 金属くずの切断・圧縮施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2502番7
設置年月日 平成8年(1996年)3月26日
処理能力 35.84t/日(8時間)
4.48t/時間

・施設の種類 金属くずの切断・圧縮施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2502番7
設置年月日 平成8年(1996年)3月26日
処理能力 35.84t/日(8時間)
4.48t/時間

・施設の種類 安定型最終処分場

設置場所 深川市音江町字国見286番1
設置年月日 平成7年(1995年)5月18日
処理能力 8,186平方メートル
23,904立方メートル
許可年月日 平成7年(1995年)2月17日
許可番号 衛施第16-6号

・施設の種類 木くずの破碎施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2527番170
設置年月日 平成14年(2002年)10月28日
処理能力 69.12t/日(8時間)
8.64t/時間
許可年月日 平成14年(2002年)9月17日
許可番号 空環生第49-9号

・施設の種類 木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くずの破碎施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2502番2
設置年月日 平成14年(2002年)10月28日
処理能力 ・木くず
21.6t/日(8時間)
2.7t/時間
・廃プラスチック類
14.7t/日(8時間)
1.84t/時間
・繊維くず
4.8t/日(8時間)
0.6t/時間
・紙くず
6.9t/日(8時間)
0.86t/時間
・ゴムくず
21.6t/日(8時間)
2.7t/時間
・金属くず
48.5t/日(8時間)
6.06t/時間
許可年月日 平成14年(2002年)9月17日
許可番号 空環生第49-8号

・施設の種類 木くずの選別施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2527番170
設置年月日 平成10年(1998年)4月20日
処理能力 816t/日(8時間)
102t/時間

・施設の種類 木くず、金属くず、がれき類の浮遊選別施設

設置場所 深川市一巳町字一巳2527番170
設置年月日 平成13年(2001年)10月25日
処理能力 101t/日(8時間)
12.63t/時間

・施設の種類 安定型最終処分場

設置場所 深川市多度志南655番、666番1、667番1、670番1、656番2
設置年月日 平成3年(1991年)9月25日
処理能力 20,598平方メートル
145,200立方メートル
届出年月日 平成3年(1991年)8月2日
届出番号 衛施第4-10号

(空知総合振興局)

(別紙2)

許可番号 第00140001453号
業者名 有限会社二光産業

・施設の種類 廃プラスチック類、木くず、ゴムくずの破碎施設
設置場所 深川市多度志南670番1
設置年月日 平成15年(2003年)3月26日
処理能力 (廃プラスチック類)
9.2t/日(8時間)
1.15t/時間
(木くず、ゴムくず)
13.6t/日(8時間)
1.7t/時間
許可年月日 平成15年(2003年)2月18日
許可番号 空環生第49-14号

・施設の種類 保管場所1
設置場所 深川市一已町字一已2502番7
面積 116.8m²
種類
・金属くず(切断圧縮)。
保管上限 111.2m³
高さ 2m

・施設の種類 保管場所2
設置場所 深川市一已町字一已2502番8、9
面積 180m²
種類
・金属くず(切断圧縮)。
保管上限 198m³
高さ 3m

・施設の種類 保管場所3
設置場所 深川市一已町字一已2502番7、8、9
面積 1,375m²
種類
・がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(破碎)。
保管上限 3,646m³
高さ 6.25m

・施設の種類 保管場所4
設置場所 深川市一已町字一已2502番2、9
面積 1,320m²
種類
・がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(破碎)。
保管上限 3,948m³
高さ 8.25m

・施設の種類 保管場所5
設置場所 深川市一已町字一已2527番170、2527番1719
面積 503.118m²
種類
・木くず(破碎)。
保管上限 892.32m³
高さ 4.53m

・施設の種類 保管場所6
設置場所 深川市一已町字一已2502番2
面積 281.71m²
種類
・木くず(破碎)。
保管上限 363.05m³
高さ 3.3m

・施設の種類 保管場所7
設置場所 深川市一已町字一已2502番2
面積 61.36m²
種類
・廃プラスチック類、繊維くず、紙くずの混合物(破碎)。
保管上限 102.83m³
高さ 2.39m

・施設の種類 保管場所8
設置場所 深川市多度志南670番1
面積 100m²
種類
・木くず。
保管上限 112.098m³
高さ 2.1m

・施設の種類 保管場所9
設置場所 深川市多度志南670番1
面積 60m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 32.29m³
高さ 1.25m

(空知総合振興局)

(別紙3)

許可番号 第00140001453号
業者名 有限会社ニ光産業

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年(1998年)2月23日許可の更新

平成12年(2000年)7月7日変更許可 (埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る、以下同じ。))及び廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))。以下同じ)であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。)、ゴムくず)、焼却(紙くず、繊維くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類)、破砕(ガラスくず及び陶磁器くず)の追加。)

平成15年(2003年)2月7日変更許可 (破砕(木くず、廃プラスチック類、繊維くず、紙くず、ゴムくず、金属くず)、破砕分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、選別(木くず)、浮遊選別(木くず、金属くず、がれき類)の追加。)

平成15年(2003年)2月23日許可の更新

平成15年(2003年)8月29日事業の一部廃止届出 (焼却(廃プラスチック類(廃タイヤに限る。))の削除。)

平成20年(2008年)5月1日許可の更新

平成24年(2012年)3月28日事業の一部廃止届出 (焼却(木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の削除。)

平成25年(2013年)6月26日許可の更新

平成29年(2017年)10月1日施行令改正 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)

平成30年(2018年)2月5日事業の一部廃止届出 (破砕分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の削除。)

平成30年(2018年)3月23日許可の更新

令和5年(2023年)2月23日許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 無
